

市谷議員 要望項目一覧

令和5年度6月補正分

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>【平和・憲法】</p> <p>①軍事費を今後5年間で43兆円とし、従来政府が憲法違反としてきた「敵基地攻撃能力保有」を認めた「安保3文書」は、「専守防衛」という日本の防衛政策の建前をかなぐり捨て、日本を戦争する国へと変えるものである。「安保3文書」の閣議決定の撤回を求めること。</p>	<p>防衛に関する事項は国の専権事項であり、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画、防衛に関する法案は、国の責任において決定・審議されるものであり、撤回・反対を求めることは考えていない。</p> <p>防衛力整備計画においては、増機となる新型空中給油・輸送機13機等の具体的な配備基地については示されていない。国に対しては、航空自衛隊美保基地に配備する航空機の機種や機数等の変更が生じる場合には、速やかに情報提供等を行い、周辺住民や自治体の理解を得るように要望していく。</p>
<p>②「安保3文書」の一つの「防衛力整備計画」に盛り込まれた、「新型空中給油・輸送機等13機」の記述は、自衛隊美保基地にどのような影響を与えることになるのか、防衛局が自ら、鳥取県・米子市・境港市及び各議会に説明するよう求めること。</p>	
<p>③今後5年間で43兆円の軍事費を確保するために、「防衛力強化資金」という枠組みをつくり、医療機関の積立金やコロナ対策に使ってきた決算剰余金、復興特別所得税を軍事費に流用する「軍拡財源確保法案」に反対すること。</p>	
<p>④国が軍事企業の採算の取れない製造施設を買い取り、設備投資や維持管理を負担せずに経営することを可能とし、新たな販路拡大のために武器輸出への助成を進める「軍需産業支援法案」に反対すること。</p>	
<p>⑤4月25日に自衛隊美保基地から報告があった「令和4年度下半期の航空機部品等落下」事案は、11月1日に発生したC-2輸送機のボルト（長さ約16.5ミリ・幅約12.6ミリ・重さ約15グラム）、ナット（直径約21ミリ・厚さ約12.5ミリ・重さ約13グラム）、ワッシャー（直径約22.3ミリ・厚さ約2ミリ・重さ約4グラム）、及び12月16日に発生したCH-47J輸送ヘリコプターのボルト（直径約6.23ミリ・厚さ約4.25ミリ・重さ約5.5グラム）、ワッシャー（直径約12.9ミリ・厚さ約0.8ミリ・重さ約0.5グラム）、セーフティーワイヤー（長さ約15センチ・直径約0.8ミリ・重さ約2.5グラム）であった。こうした部品落下が毎年繰り返され、再発防止になっていない。飛行を中止し、せめて住宅地上空の飛行訓練ルートは変更すること。</p>	<p>県においては、従前から住民の安全確保のため、安全対策に万全を期し、生活環境に支障をきたさないよう様々な機会を捉え申し入れを行ってきている。今後も住民生活が脅かされないことがないよう、国の責任において、周辺住民の安全・安心が確保される訓練等の飛行ルートの設定や万全な安全運航の徹底を求めていく。</p>
<p>⑥日米地位協定2-4-bに基づき、自衛隊美保基地の施設すべてを米軍が使用できるとされた。防衛局は「基地の性格を変更するものではない」と回答しているが、具体的な使い方がわからなければ判断できないことである。「どのような使い方を想定しているのか」防衛局に説明を求め、県民に明らかにすること。</p>	<p>航空自衛隊美保基地について、国から関係自治体に対しては、日米地位協定に基づき米軍が訓練施設として使用するもので、美保基地の性格を変更するものではないことを説明されているところである。現時点で具体的な訓練予定はないとのことであるが、引き続き、住民生活に影響の大きい訓練については、その訓練予定日や飛行ルートなどの訓練内容を、国の責任において、事前に情報提供を行うよう継続して要望していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦米軍機等の低空飛行訓練に対する「騒音測定器の設置」について、県が防衛局に要望した結果、県を通じて若桜町・八頭町に国による騒音実態調査場所の照会があったと聞いている。その後、どうなったのか、国が設置する見通しがあるのかどうか回答すること。そして、国が設置しないなら、県独自に設置すること。また、米軍機低空飛行訓練の目撃情報を寄せてもらうよう、HPだけでなく、「県政だより」でも呼びかけ、寄せられた目撃情報は県HPに掲載し、実態を広く伝えること。</p>	<p>米軍機の低空飛行訓練については、毎年、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器を設置するよう継続して要望しているところであり、県として騒音測定器を設置することは考えていない。</p> <p>また、市町村と協力した米軍機の監視体制を継続しており、目撃情報の都度、適切な措置を国に求めているところであり、県政だよりでの周知や目撃情報の県HPの掲載は考えていない。</p>
<p>⑧5月19日からG7が広島で開催され、広島出身の岸田総理は「核なき世界」を主張するとしているが、一方で「核による抑止力」強化も訴え、矛盾している。「核抑止力論」は、核兵器の存在と使用を前提とするものであり「核廃絶」とは相いれるものではない。唯一の戦争被爆国の日本政府が核兵器禁止・廃絶の立場に立つよう、「核兵器廃絶宣言」をしている鳥取県として、政府に対し、「核兵器禁止条約」に参加するよう求めること。また鳥取県としても非核を求める運動を進めるため、「日本非核宣言自治体協議会」に加入すること。</p>	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、国において十分な議論を行い、国民の理解を得て進めていただきたい。また、県として、核兵器廃絶平和鳥取県宣言の趣旨を踏まえ、これまでどおり広く県民への核兵器廃絶に向けた啓発を行っていく。</p>
<p>【物価高騰から暮らしと生業を守り、経済を立て直す】 (賃上げ・労働者の処遇改善)</p> <p>①物価高騰に耐えられる賃金、暮らせる賃金に引き上げることは政治の責任である。中小企業への支援とセットで、全国一律最低賃金時給1,500円となるよう国に求めること。鳥取県としても、新たな取組を条件としない、中小零細企業の家賃や機械リース代、社会保険料等の固定費への支援を行い、賃上げできる環境をつくること。</p>	<p>最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項であるため、その動向を注視していきたい。</p> <p>物価高騰が続く中、県においては、産労金官が一体となって価格適正化に取り組んでいくための機運醸成を図るとともに、中小企業が行う生産性向上や業務改善につながる設備投資等賃金アップのための前向きな取組を支援する制度の拡充を6月補正において検討している。県では経済の好循環と持続的な成長につなげるための施策を推進しており、中小企業の社会保険料や固定費への直接支援など一時的な対策を行うことは考えていない。</p> <p>【6月補正】 ・価格適正化と賃金アップによる経済の好循環推進事業 105,500千円</p>
<p>②公契約条例を制定し、官製ワーキングプアの発生を防止すること。</p>	<p>労働者の賃金に係る公契約条例の制定については、労働法制との整合性等において疑義がある状況であること、労働条件への介入は法律によるべきとの考え等から、国が制度設計することが適切と考えている。</p> <p>本県では、既に最低制限価格について制度化し、適正な労働条件の確保等に努めているところであり、引き続き適切な運用に取り組んでいく。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>③保育士不足が続いており処遇改善が急がれる。保育士給与への県独自加算や、4・5歳児の保育士配置基準を30：1から25：1に改善すること。</p>	<p>保育士不足や処遇改善に係る対応については全国的な課題であり、国において全国一律の包括的な仕組みづくりが求められることから、引き続き国に要望していく。なお、令和5年3月末に国が取りまとめた「こども・子育て政策の強化について（試案）」において保育士配置基準の改善が明記されたことから、国の加配制度を活用して保育サービスの質の向上を図っていく。</p>
<p>④鳥取県産業振興機構のパワハラ問題について、知事が「調査する」と議場で答弁したが、調査結果を報告すること。またパワハラ行為をした管理職が謝罪することなく、退職し、引き続き「機構」の建物の中にある国機関に再就職しており、労働者から怒りの声が届いている。県産業振興機構は、県の財政的援助団体である。県の責任で、はじめある対応をとるよう指導すること。</p>	<p>公益財団法人鳥取県産業振興機構におけるパワハラ疑いに関しては、現在、同法人において第三者による公正中立な調査の実施、調査結果に基づく必要な対応等の検討をしているところである。</p> <p>なお、調査結果に基づく必要な措置等の対応については、法律に基づく事業主の責務として同法人が主体的に判断されるべきものとする。</p>
<p>(消費税減税・中小業者支援)</p> <p>①物価引下げの特効薬である消費税の5%への緊急減税、中小業者等に新たに消費税増税を迫る10月からのインボイス制度の実施中止を、国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心して、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。</p> <p>複数税率制度下において適正な税務経理や申告を行う上で、インボイス制度は必要不可欠なものであり、制度の中止を求める考えはない。本県ではこれまで、円滑な制度移行に向けて、中小企業者等に混乱が生じないように実情を踏まえた対策をとるよう国に要望してきたところであり、令和5年度税制改正において中小企業者等の納税負担や事務負担の軽減を図ることとなった。</p>

要望項目	左に対する対応方針等								
<p>②「帝国データバンク」が、2022年度の県内企業の倒産件数（負債額1,000万円以上）が21件あり、国や県のコロナゼロゼロ融資の返済負担や物価高が要因であるとまとめている。債務の免除も含めた「中小企業・事業再生スキーム」をより小規模な事業者にも適用できようにすることや、それに匹敵する鳥取県独自の取組を推進すること。また、県独自の応援金・給付金を再度創設し、中小企業・小規模事業者に直接支援すること。</p>	<p>「中小企業再生支援スキーム」は鳥取県中小企業活性化協議会が事業再生支援を行う上で適用している仕組み・手法のひとつであり、小規模な事業者も対象としている。</p> <p>本県では、保証協会を中心として借入企業のモニタリング分析を行いながら債務免除が必要な状況に陥らないよう「とっとり企業支援ネットワーク」の枠組みも活用して、早い段階から関係機関が連携してフォローを行う体制を構築している。</p> <p>物価高騰対策については、国において、直接的な価格抑制策として、令和4年度第2次補正予算により、ガソリンなど価格急騰の抑制を図る「燃料油価格激変緩和対策事業」の継続や、電気・都市ガス料金の負担軽減を図る「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による負担軽減が行われている。</p> <p>県においては、6月補正予算において、3年間最大無利子の物価高騰対策向け資金の融資枠を拡充し受付期間を延長するとともに、省エネや需要確保などの物価高騰を乗り越える前向きな取組への支援について更なる実施期間の延長や、中小・小規模事業者も含めたLPガス利用者への負担軽減を実施することを検討している。</p> <p>なお、これまでに県が実施した給付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための営業時間短縮や行動制限等への協力要請に伴う売上減少等に対して、一定額を支給する緊急措置を行ったものであり、新たな給付金を創設することは考えていない。</p> <p>【6月補正】</p> <table border="0"> <tr> <td>・エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業</td> <td style="text-align: right;">6,169千円</td> </tr> <tr> <td>・物価高騰を乗り越える事業者支援事業</td> <td style="text-align: right;">1,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>・特別高圧電力料金高騰対策支援事業</td> <td style="text-align: right;">300,000千円</td> </tr> <tr> <td>・LPガス料金高騰対策支援事業</td> <td style="text-align: right;">450,000千円</td> </tr> </table>	・エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業	6,169千円	・物価高騰を乗り越える事業者支援事業	1,000,000千円	・特別高圧電力料金高騰対策支援事業	300,000千円	・LPガス料金高騰対策支援事業	450,000千円
・エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業	6,169千円								
・物価高騰を乗り越える事業者支援事業	1,000,000千円								
・特別高圧電力料金高騰対策支援事業	300,000千円								
・LPガス料金高騰対策支援事業	450,000千円								
<p>③鳥取県産業振興条例は、県内で圧倒的に多い「従業員5人未満の小企業」に光が当たっていない。「小企業振興条例」を作り、特別対策をとること。</p>	<p>本県は、平成23年の県議会において「鳥取県産業振興条例」を制定している。</p> <p>本条例は、本県事業者の8割以上が小規模事業者であり、従業者数も約半数が小規模事業者の下で従事するなど、小規模事業者が県内経済において大きな役割を果たしている状況を踏まえた上で、企業規模や産業分野に応じた細分化はせず、県内産業全体の育成・振興を目標とするといった議論を経て制定されたものである。</p> <p>この条例の考え方にに基づき、事業者支援策のほとんどを、少額からの利用も可能とするなど小規模事業者が活用しやすい制度としているほか、県内事業者への受発注を最大限推進することを通じて小規模事業者の事業継続と発展に取り組んでいる。今後この方向性に即して、小規模事業者に寄り添った支援に取り組んでいく。</p>								
<p>(社会保障・福祉) ①物価高騰に見合った年金の引き上げを、国に求めること。</p>	<p>年金制度については、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、適宜必要な見直しが行われているものであり、国に対する要望等は考えていない。</p>								

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②介護保険料・利用料を、県独自に軽減する対策をとること。また、不足し、待機者が多い特別養護老人ホームの増設を計画すること。</p>	<p>介護保険制度の保険料負担割合は、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から、次期改定に向けて、社会保障審議会介護保険部会で検討されており、現在、保険料・利用料の県独自の軽減策は考えていない。</p> <p>また、特別養護老人ホームの必要数は、三年ごとに行う介護保険事業支援計画の策定の中で、待機者状況やサービスごとの見込み量の調査等を踏まえ、策定・推進委員会委員の意見をうかがいながら、必要量を計画に見込むこととしている。</p>
<p>③後期高齢者医療費の窓口負担を元の1割に戻すよう国に求めること。令和4・5年度の鳥取県の後期高齢者医療保険料は全国一の引き上げ額となり、加えて現在国会で、更に保険料を引き上げる法案が審議されている。保険料引き上げに反対すること。後期高齢者医療の基金を活用し、県独自に保険料を引き下げること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の窓口負担割合は、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、1割に戻すことについて国に要望することは考えていない。保険料の引き上げについても同様の趣旨であり、反対することは考えていない。</p> <p>また、令和4・5年度の保険料について、後期高齢者医療広域連合及び県の基金により保険料の上昇幅の抑制に活用している。</p>
<p>④令和5年度の鳥取県国民健康保険制度は、13の自治体で「標準保険料」が、16の自治体で「保険料等で集めるべき1人当たりの額」が値上がりした。令和6年度からは保険料上昇を抑制するための国の激変緩和措置も廃止され、保険料上昇が懸念される。県独自に激変緩和の対策をとるか、国保財政安定化基金を活用して保険料上昇を抑えるための手立てをとること。また、国保法では、赤字補填目的以外の一般会計繰入は認められており、県独自に一般会計から繰り入れるなどして、保険料引き下げや減免のための手立てをとること。第3期国保運営方針が検討されつつあるが、保険料上昇につながる国保料水準の統一はやめること。</p>	<p>激変緩和措置終了後の取扱いについては、現時点で未定であり、今後市町村と協議して方針を決定する予定である。</p> <p>また、保険料の引き下げを目的とした一般会計からの繰入金は、国の基準によると、保険者が解消・削減すべき赤字とされており、一般会計からの繰入は適当でないと考える。</p> <p>今後も被保険者数が減少する中で、医療費の増加や高額医療の発生による保険料の増加のリスクを県単位で軽減・分散するため、保険料水準の統一は必要と考えており、市町村とよく議論をして進めてまいりたい。</p>
<p>⑤2024年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードの所持を事実上「強制」するマイナンバー保険証制度に反対すること。マイナンバーカードを持たない人は、毎年「資格確認証」の申請を必要とし、申請忘れで保険証が手元になく、医療費の10割負担を求められたり、初診料も多く徴収される。また、マイナンバーカードは5年に一度の更新が必要で、更新漏れが生じるなどして、皆保険制度が壊される。今まで通り健康保険証が発行・利用できるよう国に求めること。</p>	<p>健康保険証とマイナンバーカードの一体化（健康保険証の廃止）については、オンライン資格確認システム等を通じた医療情報の利活用の恩恵を享受する体制を構築するため、国において検討されているものと考えており、反対することは考えていない。</p> <p>資格確認書の申請忘れ等については、資格確認証の有効期限の到来する時期に手続の案内を送るなど、申請の勧奨を実施することを国において検討している。また、本人からの申請が難しい場合には家族や施設職員・支援団体による代理申請を可能とすることや、それでもなお資格確認書の申請が期待できない場合には、本人からの申請によらずに資格確認書の交付を可能にする対応を国において想定しているところであり、今までどおり健康保険証が発行・利用できるよう国に求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥生活保護費は、物価高騰に見合った増額を図ること。また県独自の低所得者への支援制度を継続すること。</p>	<p>生活保護基準の見直しは、国民の消費動向や社会情勢を勘案して、国の責任において設定されるものであり、引き上げを国に求めることは考えていない。</p> <p>物価高騰の影響を受けている生活困窮者の当面の生活を維持するため、市町村と協調した生活困窮世帯に対する光熱費助成事業を令和5年度当初予算で措置しているが、6月補正予算でさらなる追加支援を検討している。</p> <p>【6月補正】</p> <p>・生活困窮者光熱費等支援事業 144,500千円</p>
<p>⑦知能指数が高い自閉症などの発達障がい者の場合、知的障がい者の基準に該当しないとして療育手帳が交付されていないが、他の自治体では交付されている例があると側聞する。療育手帳がなければ使えない障がい者支援策がある。知能指数が高いアスペルガー症候群の場合、コミュニケーションや社会生活がうまく行えないのに、療育手帳がないために支援策が使えないという訴えも聞いている。療育手帳が発行できるようにすること。</p>	<p>現在、発達障がいのある者が、知的障がいの程度が一定の基準に該当する場合には療育手帳、精神障がいの状態が一定の基準に該当する場合には精神障害者保健福祉手帳が交付されている。発達障がい者は、障害者総合支援法等において精神障がい者に含むものとされており、療育手帳の基準に該当しない者を制度対象とすることは考えていない。</p> <p>なお、療育手帳について、発達障がいに限らず、知能指数が一定の基準以上の方についても、適応行動水準を加味した上で総合的な判定をする運用を行っている。</p>
<p>⑧障害者手帳と支援の対象外となっている加齢性難聴者等に対し、補聴器助成をすること。</p>	<p>加齢性の難聴と補聴器の使用、及び認知症の因果関係については、現在、国立長寿医療センターで研究が進められている。その結果、一定の効果があるとされる場合は、介護保険の福祉用具への組み入れなど、国により一定の対応が図られると思われるので、引続き、国の動向を注視していくこととしている。</p>
<p>(教育・子育て)</p>	
<p>①小中学校の給食費を無償化するため、県が市町村に財政支援すること。</p>	<p>小中学校への給食費の支援については、県が直接支援をすることは現時点で考えていないが、国において給食費無償化に向けた動きがあることから、引き続き国の対応を注視していく。</p>
<p>②18歳までの子どもの医療費窓口負担を完全無料化すること。特別医療費助成に対するペナルティである国保への国の減額措置は廃止するよう、国に求めること。</p>	<p>子育て世帯の負担軽減については、事業主体である市町村との合意形成が図られたものに即して対応していくこととしており、高校3年生までの小児医療費の完全無償化について議論を重ねてきた結果、令和5年5月18日の県・市町村行政懇談会で市町村間の合意が図られたことから、6月議会に関係条例や予算を提案する。</p> <p>子どもの特別医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置の廃止については、これまで本県だけでなく全国知事会を通じて国に要望してきたところであるが、国が廃止する方向で検討を進めているところである。</p>
<p>③子どもの国保料の均等割を完全無料にすること。</p>	<p>子どもの均等割については、令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険料(税)の均等割額の5割を減免する措置が実施されているが、均等割の軽減の対象範囲及び軽減割合の拡充について、国に対して要望しているところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④大学授業料が当面半額となるよう、また給付型奨学金の対象を拡大するよう、国に求めること。鳥取県独自に給付型奨学金制度を創設すること。県奨学金の異常に高い延滞金制度の廃止又は見直しを行い、低所得者は返還免除の対象とすること。</p>	<p>国の令和5年度予算において、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象とした大学等の授業料の減免及び給付型奨学金の支給、無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与といった高等教育の修学支援新制度の確実な実施が盛り込まれるとともに、現在対象となっていない中間所得層についても、負担軽減の必要性が高い多子世帯や理工系・農学系の学生等への対象拡大が検討されていることから、県で給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。</p> <p>鳥取県育英奨学資金の延滞金利率は、民法第404条に規定する法定利率が適用されており、法定利率は3年毎に市場金利等の状況を踏まえた見直しが行われていることから、延滞金制度の廃止等は考えていない。</p> <p>また、低所得者については、生活保護の受給や災害、傷病、失業その他やむを得ない理由により奨学資金の返還が困難な場合などに相当の期間、返還を猶予することができることとしていることから、返還を免除することは考えていない。</p>
<p>⑤義務教育でも教材費や制服などの経費負担が重い。高校入学時には、教科書、参考書、制服、タブレットなど、相当の経費がかかる。高校生のタブレット購入費助成・無料化に県が支援すること。また、高校及び小中学校の入学準備金制度を創設すること。</p>	<p>県立高校生のタブレットについては、今後の更新費用や他県の対応状況等も踏まえ、入学者に自費購入していただいております。併せて、県内に保護者等が在住する生活保護受給世帯及び住民税所得割額非課税世帯の高校生を対象に、高校生等奨学給付金により新入学に必要な学用品を含む授業料以外の教育費を支援していることから、補助対象の拡充等は考えていない。</p> <p>義務教育段階の就学援助については、学校教育法第19条の規定により、市町村の責務とされており、学用品費は設置者である各市町村がそれぞれの実状に応じて要保護者、準要保護者等へ支援を行っているため、県が独自に支援を行うことは考えていない。</p>
<p>⑥産後ケア費用無料化の対象は、産後2か月程度以降にも広げること。</p>	<p>産後ケア無償化事業では、出産後1年を経過しない母子を対象としており、「産後2か月程度」といった制限は行っていません。</p>
<p>⑦児童手当は、所得制限を撤廃し、給付額の増額と、支給対象を18歳まで拡大するよう国に求めること。</p>	<p>児童手当については、令和5年3月末に国が取りまとめた「こども・子育て政策の強化について（試案）」において、所得制限の撤廃、高校卒業までの延長、手当額の見直しなど拡充することが示されていることを踏まえながら、全国知事会を通して、児童手当含め現金給付の拡充について要望しています。</p>
<p>⑧保育料無料化は、現在第3子、第2子の一部にとどまっている。第1子からすべての子どもの保育料を無料化すること。副食費が無料となるよう県も支援すること。</p>	<p>副食費を含む保育料の無償化については、国において全国一律の包括的な仕組みづくりが求められることから、引き続き国に要望していく。なお、県独自の保育料の負担軽減について市町村の意向も踏まえながら検討していく。</p>
<p>⑨離婚など保護者のやむを得ない事情で、年度中途に保育所を変わる必要が生じた場合は、保育所変更を認めるよう市町村に徹底すること。</p>	<p>保育所の入所先の調整は市町村において行われているところであるが、年度途中の転園について一律に認めていないわけではなく、希望する転園先の入所状況等を勘案して調整されていることから、保育所変更を認めるよう市町村に通知することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑩学童保育（放課後児童クラブ）の保育料軽減、特にひとり親・きょうだい入所家庭への軽減に、県が支援すること。	放課後児童クラブに対して、国庫補助による運営費への単県上乗せや施設整備への助成を行っているところだが、利用料軽減については、国において全国一律の包括的な仕組みづくりが求められることから、国に要望していくこととしており、県の独自支援は考えていない。
⑪「不登校」となった子どもが、「学校復帰」の前提でなく、安心して行ける公的な居場所の整備を進めること。また、学校以外で、保護者が気軽に相談できる場所をつくること。	小・中学生については市町村設置の各教育支援センター、高校生年代については県教育支援センター「ハートフルスペース」が不登校児童生徒に対して「居場所支援」と「社会自立に向けた支援」を行っており、今後も県PTA協議会、不登校の親の会等との連携を図り、居場所支援等についての情報の発信に努めていく。 また、保護者に学校以外で相談いただく方法として、各教育支援センター等での相談の他に、24時間対応可能な電話やメール等の相談窓口を設けているが、近年不登校についての相談は増加傾向にあることから、引き続き相談窓口を周知していくとともに関係機関と連携した支援を充実していく。
⑫児童相談所が措置した児童の死亡事案について、自死に至った原因の分析が不十分であり、再発防止につながらない。再検証すること。	児童相談所の措置児童が児童施設で死亡した事案については、令和3年10月に第三者委員（弁護士、医師、学識経験者等）による検証チーム会議を立ち上げ、10回の会議で検討を重ね、令和4年4月に検証報告を受け、子育て・人財局、児童相談所及び施設等で再発防止に向けた取組を行っている。 また、令和4年11月17日の社会福祉審議会にこの事案を報告した際、審議会委員長の判断により、児童福祉専門分科会での審議が指示され、現在、児童福祉専門分科会で審議が行われているところであり、今後の児童福祉専門分科会の議論を踏まえ、必要な対応を検討する。
<p>（農林水産業）</p> <p>①燃油価格や肥料・飼料価格、各種資材の高騰分など、酪農をはじめ農林漁業者に直接補填する県独自の緊急対策を継続すること。また、現在の配合飼料価格安定制度は、価格が高止まりすれば制度が発動しない仕組みであり、畜産農家も拠出する積立金が原資となっているため、使えば積立金の拠出が増え、結局農家の負担が重くなるという、非常に不十分な仕組みである。肥料・飼料の値上がり分を国が責任をもって補填する制度を創設するよう求めること。酪農所得補償制度を創設すること。畜産クラスター事業に係る融資の返済猶予・減免や、増頭対策補助金は目標未達成の場合は返済を猶予・免除すること。</p>	<p>燃油価格高騰対策は、国の「施設園芸セーフティネット構築事業」により施設園芸農家へ補填金交付を支援している。肥料価格高騰支援については、令和4年秋肥から令和5年春肥までを対象に支援金を交付している。</p> <p>また、生産資材の価格高騰対策や肥料等の国産化に向けた支援策を行うよう令和5年4月に国に要望した。</p> <p>飼料価格の高騰等により、畜産農家の経営が圧迫されていることから、畜産経営緊急救済事業を令和6年3月まで継続することを6月補正予算で検討している。</p> <p>配合飼料価格安定制度の見直しや酪農の新たな所得補償制度の創設については、令和4年11月及び令和5年4月に国に要望している。</p> <p>経営状況が悪化している経営体について、畜産クラスター事業に係る融資の返済猶予・減免は、債権者が行うものであるため、県として対応することは考えていない。また、鳥取和牛振興総合対策事業（担い手の増頭に対する緊急支援）については、各JAから、事業を実施した全ての農家が目標を達成したとの報告を受けている。</p> <p>【6月補正】 ・畜産経営緊急救済事業</p> <p style="text-align: right;">304,437千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②コメ戸別所得補償制度又は米価差額補填制度の創設を求め、県独自に補填制度を創設すること。	平成16年の米政策改革開始以降、各産地が自らの判断で需要に応じた米生産に取り組んでおり、米に対して助成する仕組みでは、需給環境の改善、米価の回復にはつながらないため、国要望や県独自の補填制度の創設は考えていない。
③水田活用交付金の削減中止を国に求めること。	水田農業の経営安定化に向けて、「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算確保と、現場の実態を踏まえた継続した取組への支援を拡充するよう、令和5年4月に国に要望している。
④新規就農者を増やすため、県の新規就農者支援は現在の3年間から、経営が安定する5年間に期間延長すること。また「半農半X」を支援する仕組みをつくること。	県は認定新規就農者を重点対象として、3年間の就農応援交付金の交付に加え、5年間の機械・施設整備費の支援、普及指導活動による伴走支援など、ソフト・ハードの両面で支援している。 また、本県独自の支援策である農業コラボ研修事業により、半農半Xへの支援が可能である。
<p>【新型コロナ対策・医療】</p> <p>①新型コロナは感染症法上の位置づけが2類から5類に下げられたが、コロナウイルスが無くなったわけではない。現在、免疫逃避する新系統のXBB.1.9.1への置き換わりや感染力の強さ、第9波到来も指摘されており、必要な医療が受けられるようにすることは行政の責務である。中等症Ⅱ以上の症状の重い患者を受け入れる病床を最大287床確保し、全43病院での患者受け入れや、受け入れ可能病床は600床以上とされているが、感染対策や財政支援、人的配置があって初めて可能となるものである。受診抑制や医療機関の受け入れ拒否が起きないよう、新型コロナ検査・治療（外来・入院）の公費負担、外来・入院受け入れ医療機関への報酬加算の継続を国に求め、県独自にも支援すること。病院や社会福祉施設等への無料PCR検査は継続すること。また入院調整を医療機関同士で行うことになっているが、患者のたらい回しや、手遅れとなる事案が生じないよう、保健所や消防局等行政機関が受け入れ調整を図る仕組みも検討すること。</p>	<p>5類移行後の新型コロナの医療費等に係る公的支援については、9月末まで措置されているが、その時点における感染者数や医療機関の受入体制等の状況に応じて、10月以降の支援継続も含め、柔軟かつ適切に判断するよう国に求めている。</p> <p>また、診療報酬の特例については、コロナ診療の実態を踏まえて必要な措置が継続されており、今夏までの医療提供体制の状況等を検証しながら必要な見直しを行った上で、令和6年度診療報酬改定において恒常的な感染症対応への見直しを行うこととされているため、その動向を注視していく。</p> <p>医療機関や社会福祉施設等へのPCR検査等の支援については、当面継続することとしている。</p> <p>入院については、各病院の入院調整に係る連絡窓口を各医療機関及び各消防局と共有し、患者の基礎疾患等を考慮し、適切に入院調整が行えるよう、体制を確保している。</p>
②「鳥取県感染症対策センター」（鳥取県版CDC）が発足し、原則月1回の会議、週単位で感染状況を県民に報告するとされているが、感染実態に合わせて、頻回に報告するようにすること。	<p>「鳥取県感染症対策センター」（県版CDC）において、各種データを取集・モニタリングし、専門家の知見を得ながら総合的に分析して、適宜、県民へ必要な情報発信・注意喚起を行っていく。</p> <p>【6月補正】</p> <p>・鳥取県感染症対策センター（鳥取県版CDC）設置運営事業 10,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③保健所体制の充実強化、保健師増員を図ること。	<p>保健所の定数については、令和3年4月に、総合事務所を再編し「保健所」を総合事務所内局として設置した上で、職員を令和3年4月に16名増員するとともに、更に令和5年4月に5名増員した。</p> <p>その上で、新型コロナウイルス感染症の対応にあたっては、県退職保健師や市町村保健師の受入、県庁や総合事務所による現場応援や県庁リモートによる応援等を実施した。デジタル等も活用して一層の業務効率化も図りながら、今後も業務の状況に応じて機動的な体制を確保していく。</p>
④「コロナ後遺症」の治療・研究、患者への生活支援をすること。	<p>コロナ後遺症については、「鳥取県感染症対策センター」（県版CDC）において、県内の後遺症診療の状況を把握し、より幅広い医療機関での診療対応等をすすめる方策を検討することとしている。</p> <p>コロナ後遺症患者への生活支援については、障害が残る場合等には一定の要件を満たせば障害年金の対象となるほか、各市町村等に設置されている生活にお困りの場合の相談窓口で、お困りの状況に応じて就労や住まい等の支援を行っている。</p>
⑤公的・公立病院の統廃合の名指しの撤回、「地域医療構想」による病床削減押しつけや病床削減となる「国参考値」の記述削除ができるよう、国に求めること。	<p>地域医療構想は、2025年に向けて地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築するものであり、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものであることから、国に対して、地域医療構想に係る法改正等の見直しを求めることは考えていない。地域医療構想の実現に向けては、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、新型コロナウイルス感染症への対応や地域の実情を踏まえながら、医療機能や病床数など必要な医療提供体制についての議論を進めていく。</p>
<p>【原発・エネルギー】</p> <p>①「原発推進5法案」は、原発の運転期間は、原則40年というルールを壊して、60年を超えた危険な老朽原発の運転を可能とし、運転期間の上限規定を原子力規制委員会から経産省が所管する法律に移し、原発推進と規制の機関分離という福島原発事故の教訓をないがしろにするものである。法案に反対すること。島根原発2号機再稼働の前提であった運転期間のルールが変更された今、再稼働の了承は、一旦撤回すること。</p>	<p>原発の運転期間の延長については国会で議論されており、国が安全を第一義として、国民への説明責任を果たし、責任をもって取り組むべきである。</p> <p>島根原発2号機は、安全を第一義として、再稼働に至るまでの各過程の段階で、専門家や米子市、境港市に意見を聴き、中国電力に意見を述べていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②中国電力を含む大手電力3社が、電力販売を巡ってカルテルを結んだとして公正取引委員会から独占禁止法違反だとして、排除措置命令、課徴金納付命令を受けた。社名は公表されていないが、自社小売部門への電気の卸価格を新電力より安価に設定していたり、卸売市場への電気の供給を絞り、市場価格をつり上げたりしていたことも指摘されている。また中国電力の送配電子会社の「中国電力ネットワーク」が顧客情報を不正閲覧していたことも明らかになってきた。中国電力において、一連のカルテルや顧客情報の不正閲覧に伴い、電気料金を不当に値上げしていた事実はなかったか、調査し、その公表を求めること。また、会社の違法行為によって生じた課徴金を電気代に負荷することがないよう、中国電力に強く求めること。</p>	<p>中国電力を含む各電力会社の電気料金の値上げ申請において、経済産業省は、電力会社の一連の不祥事が電気料金に直接的な影響を与えた因果関係は確認できなかったとしながらも、電力業界の高コスト体質に影響した可能性があると認識している。</p> <p>これを踏まえ、政府は関係関係会議を開催し、燃料費の高騰が主因であるため基本料金は引き上げないことや賃上げ分の人件費を原価算定に認めないことを査定方針に盛り込むなど、厳格に審査が行われるものと認識している。</p>
<p>③鳥取市で大規模風力発電を計画している鳥取風力合同会社は、計画地内の自治会に対し、年間90万円の対価と引き換えに、事業を支援し、協力するよう求める「覚書」を結ぶよう働きかけている。しかし、同計画に対する自治会内の住民の賛否は様々であり、自治会との「覚書」締結は、反対する住民の意思を否定し、自治会内の住民を分断・混乱させるものとなっている。こうしたやり方は事業計画を住民に押し付けるものであり、「住民合意」には値しない。「覚書」を撤回するよう事業者を指導すること。また、同計画は環境破壊や住民の健康被害が懸念されるため、中止を求めること。加えて、大規模風力発電による森林や住環境の破壊を防ぐため、立地制限する「ゾーニング制度」を導入すること。</p>	<p>覚書については、自治会と事業者の間で交わされる私契約であり、各自治会の会則等に基づき締結されるものであることから、その契約について県は指導する立場にない。周辺環境への影響については、環境影響評価法の手続きにおいて事業者が現地調査・予測・評価を行っているところであり、次の準備書においてその結果が示されることとなる。県は事業者から提出された環境影響評価の内容について、鳥取県環境影響評価審査会において環境保全の観点から厳正に審査を行い、市町の意見を伺いながら必要な意見を述べて行く。</p> <p>環境省がweb公開している環境アセスメントデータベース(EADAS)で各種法令に基づく規制地域、環境保全地域や学校・病院等の周辺環境への配慮が必要な施設位置等が地図上に示されており、県でゾーニングを行うことは考えていない。</p> <p>風力発電事業を行う場合は、予定地の状況に応じて森林法等の個別の法令により審査されることに加え、本県では「鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例」により斜面地に一定規模以上の工作物を設置する行為等に対しても独自に基準を設けており、エリア単位で立地制限するのではなく、個別の案件ごとに各法令に基づいて対応していく。</p>
<p>【交通・生活環境】</p> <p>①赤字ローカル線の在り方を話し合う「再構築協議会」の設置を盛り込んだ、改正「地域公共交通活性化・再生法」が成立し、今後、採算が困難なローカル線の存廃に向け、国が主導して地方自治体と事業者が話し合う「再構築協議」が行われる見通しである。「廃止ありき」の議論にはのらないこと。赤字ローカル線の廃止は、鉄道の全国ネットワークが寸断され、地方は益々寂れるばかりである。鉄道・輸送の維持・高度化に国が責任を持つことを明確にさせること。鉄道事業廃止の手続きは、届出制から許可制へと転換するよう求めること。</p>	<p>県では令和4年7月26日に、「国主導」によらない協議会である「東部地域交通まちづくり活性化会議」を設置して、交通事業者代表と県及び関係市町の首長が「廃止ありき」ではなく、まちづくりと連動した公共交通のあり方を議論しており、令和5年1月23日の会議で今後取り組むべき事項について合意したところである。また、県では全国知事会や各種知事会を通じて、国に対して鉄道ネットワークの存続について責任を持つよう求めている。さらに、「鉄道事業法における鉄道廃止手続きの見直し」についても、届出制から許可制への転換を求めるものではないが、中国地方知事会等の場を通じて、地域の実情が反映されるよう見直しを求めている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②公共交通をつなぐMa a Sの仕組みとセットで、高齢者・障がい者の無料パス券制度を導入すること。高齢者が通院できる公共交通と無料・低料金の制度を創設すること。</p>	<p>J R、3セク鉄道、バスなどを共通で乗車できる共通バスや定額制のA I オンデマンドタクシーなど利便性の高い公共交通の導入に当たっては、まず実証事業を行い、持続可能なサービスとして社会実装する過程の中で、高齢者等に配慮した料金設定などを組み込むことができるか検討する必要があると考えている。なお、高齢者等に対しては、バス事業者による高齢者向けの優遇チケットの発行（グランド70など）や障がい者割引、お住まいの市町村が一定の要件のもと行うバス・タクシーなどの助成支援があり、県では、令和2年度に市町村のタクシー助成に対して補助制度を創設している。</p>
<p>③全県下で起きている、トスク・Aコープの廃止問題は、大型店舗の立地規制緩和、公共交通の後退、農業の衰退とそれに伴う過疎化が背景にある。こうした問題の改善とセットで、店舗維持のための取組を進めること。</p>	<p>県東部及び中部におけるJトスク、Aコープ等の廃止問題については、地域及び店舗ごとに異なる実情を踏まえながら、市町、JA、関係者と連携し、地域住民の買物環境確保に向けた対応を6月補正により検討している。</p> <p>【6月補正】 ・買物安心確保事業 100,000千円</p>
<p>【ジェンダー平等】 ①G7の中で同性婚を認めていないのは日本だけである。同性婚を認めるよう国に求めること。同性パートナーシップ制度・条例を創設すること。</p>	<p>同性婚については、国において検討されるべきものであり、国に求めることは考えていない。</p> <p>本県では、人権施策基本方針の分野別施策の推進に性的マイノリティの人権を掲げ、教育・啓発の推進、相談体制の充実等を進めるとともに、カミングアウトすることに抵抗があるという当事者の声を踏まえ、宣誓を求めるパートナーシップ制度という形によることなく、事実婚と同様に行政サービスを提供する鳥取県独自の対応を行っているところであるが、これまでの取扱いを踏まえつつ、当事者それぞれの状況に寄り添い、より暮らしやすい社会にするための施策のあり方に係る研究を行うことについて、6月補正予算で検討している。</p> <p>【6月補正】 ・鳥取型多様な性を認め合う社会づくり研究事業 500千円</p>
<p>②選択的夫婦別姓制度導入のための民法改正を、国に求めること。</p>	<p>選択的夫婦別姓制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされていることから、国において様々な観点から議論されるものと認識しており、引き続きその動向を注視していく。</p>
<p>③高校のトイレに生理用品を無償配置すること。</p>	<p>県立高等学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配付する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るよう努めていることから、一律に学校内の女子トイレ等に生理用品を配備することは考えていない。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>【統一協会問題】 ○鳥取県行政が、反社会的団体との指摘がある「統一協会」に関与することがないように、チェックの仕組みを確立すること。</p>	<p>県の各種登録制度への登録、各種団体の主催する行事への関与等にあたっては、社会的に問題が指摘されている団体かどうかを十分に確認した上で対応することとしている。</p>